

国民年金のさまざまな制度を紹介します

滋賀社会保険事務局

知っていますか
注意加入制度

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入しなければなりません。しかし、60歳までに老齢基礎年金の受給資格期間(25年)を満たしていない場合や、納付済み期間が少ないために、老齢基礎年金を満額受給できない場合は、60歳から65歳までの間に任意加入申し出をしていただく、国民年金に加入し、保険料を納付できます。さらに65歳まで納付しても、老齢基礎年金の受給期間を満たすことができません。70歳まで納付すると受給資格期間を満たす場合は、受給資格期間を満たすまで、特例的に任意加入申し出をすると、国民年金に加入できます。この場合、保険料の納付方法は、原則、口座振替です。また、海外に住所のある20歳以上65歳未満の人なども任意加入申し出をすると国民年金に加入できます。

(月額1万4,660円)に月額4000円の付加保険料を上乗せして納付すると、将来、より多くの年金額を受給することができます。

例えば、付加保険料を1年間納めた場合、将来年間2、4000円(2000円×12か月)の年金額を付加年金として受給することができます。ただし、次の点にご注意ください。

- ① 農業者年金加入者は、希望の有無にかかわらず、付加保険料を納めなければなりません。
- ② 国民年金基金の加入者は、付加保険料を納めることができません。

第3号被保険者期間と重複する厚生年金などの加入期間が判明した場合の取り扱いが変更になりました

老齢年金を受け始めてから、国民年金第3号被保険者期間と重複する、会社などに勤めていた期間(厚生年金の加入期間)が新たに判明した場合には、会社などを退職した後の第3号被保険者期間が、引き続き年金額に反映される期間(保険料納付済み期間)として取り扱われ、過去の年金額が減額とならなくなりました。

※すでに年金額を返納された人には、返納された額が改めて支払われます。問い合わせ先 彦根社会保険事務所 国民年金課 ☎23-1114番

登録しよう銃砲刀剣類

圓文化財保護課

美術品、骨とう品としての火縄銃などの古式銃や刀剣類は、銃砲刀剣類所持等取締法により登録することが義務づけられています。登録がされていない銃砲・刀剣類は、他人への譲渡はもろろん、所持することもできません。必ず登録してください。

平成21年度の今後の登録審査の日程は、次のとおりです。
日時と場所 ▼10月21日(水) 文化産業交流会館第2会議室(米原市下多良二丁目) ▼平成22年2月18日(木) 大津合同庁舎7C会議室

※時間はいずれも午前10時～午後3時です。
登録希望者が持参するもの

- ① 銃砲刀剣類(現物) ② 警察署発行の刀剣類発見届出済証 ③ 審査手数料(1件につき6,300円)または再交付手数料(1件につき3,500円)

彦根市サイエンスプロジェクト(その2) 「自律型サッカーロボット研究室」世界に挑戦!

彦根市では、子どもたちの科学への好奇心や探究心を引き出し、ものづくりの楽しさを体験してもらうため、また国際科学技術コンテストを通して科学で世界にチャレンジできる機会を提供するために、11月から来年の2月にかけて、自律型のロボットとパソコンを用いた、「自律型サッカーロボット研究室」を開催します。そのキックオフイベントとして、市内小中学生を対象に、ロボット教室を開催します。

なお、応募方法など詳しい内容は、9月下旬に各小中学校を通じて配布したチラシをご覧ください。

日時 10月24日(土) 午前10時から午後4時まで
場所 南地区公民館(甘呂町)
対象 市内小学4年生～中学3年生
定員 52人(応募多数の場合は抽選)
参加費 無料
持ち物 弁当、水筒、筆記用具
問い合わせ先 園教育委員会生涯学習課(〒522-0001尾末町1-38) ☎24-7971番、FAX23-9190番、Eメール syogai@mx.hikone.ed.jp

卸売市場を開放し「市場で市」を開催します

彦根総合地方卸売市場

彦根総合地方卸売市場を一般に開放します。皆さん、ぜひお越しください。

問い合わせ先 園教育委員会 文化財保護課 ☎077-528-4672番
日時 10月4日(日) 午後1時～午前8時
場所 彦根総合地方卸売市場(安食中町)
内容 マグロの解体ショー、地場野菜の朝市、菓子、加工食品、茶、こんにゃく、肉、鮮魚などの販売
問い合わせ先 彦根総合地方卸売市場(株) ☎25-2518番、FAX28-1718番

65歳以上の年金受給者で、市県民税を納税している人へ

10月から、市県民税の年金からの引き落としが始まります

市・県民税納税通知書や広報ひこね6月1日号などでもお知らせしていたとおり、10月支給分の年金から市・県民税の特別徴収(引き落とし)が始まります。

この制度は新たな税負担が生じるものではありません。納付の方法を変更するだけです。

制度の初年度である今年度は、特別徴収の開始が10月支給分の年金からなるため、本年度の年金所得に係る税額の半分については、6月と8月に納付書(または口座振替)で納めていただき、残りの半分が10月、12月、平成22年2月支給分の年金から特別徴収されることとなります。

全期分の納付書などで全期前納した場合でも、年金特別徴収分は年金から引き落としされます

6月に全期分の納付書または口座振替で全期前納した場合、その額は普通徴収(納付書または口座振替で納める)分の全期分となっており、年金特別徴収分は含まれていません。年金特別徴収分については10月支給分の年金から引き落としされます。
※年金特別徴収分の税額を個人払いにする選択は現在のところ認められていません。必ず年金からの特別徴収

となります。

公的年金以外の所得がある場合は

公的年金以外の所得がある人については、税額の半分を6月と8月に納付書(または口座振替)で納めていただき、残りの半分のうち年金所得分の税金は、10月より年金から引き落とされますが、公的年金以外の所得分の税金については、10月と平成22年1月に、従来どおり納付書などで納めていただきます。
※公的年金以外の所得が少額の場合は年金所得に含め年金から引き落とす場合もあります。

年金からの特別徴収が中止になる場合があります

- ▼ 年金からの特別徴収の対象者が、次に該当する場合は、引き落としが中止になり、引き落としできなくなつた税額は、納付書(あるいは口座振替)でのお支払いに変更されます。
- ▼ 市外へ転出した場合
- ▼ 市県民税額が変更になった場合
- ▼ 年金が支給停止になった場合
- ▼ 介護保険料の年金特別徴収が中止になった場合

年金からの特別徴収の中止が間に合わない場合があります

年金からの引き落としが中止になった場合、年金からの特別徴収から納付書(または口座振替)でのお支払いに変更になるため、市役所から年金支払者に引き落としの中止を連絡しますが、実際に引き落としが中止されるまでに、年金支払者の都合により連絡から2か月程度かかりますので、中止が間に合わず年金から引き落とされてしまう場合があります。その場合、年金から引き落としされた税額については、口座振込などでお返しさせていただきます。ご迷惑をおかけしますが、ご了承くださいますようお願いいたします
問い合わせ先 園税務課 ☎30-6140番、FAX22-1398番

9月・10月は、「自動車点検整備推進運動」1月間です

「日常点検って実はとっても簡単なんだよ」

問い合わせ先 近畿運輸局滋賀運輸支局 ☎077-5805-725
2番、FAX077-5804-2079番

びわ湖環境ビジネスメッセ2009

国内最大級の環境産業見本市「びわ湖環境ビジネスメッセ2009」が開催されます。12回目を迎えた今年は、過去最多となる305の企業や団体が参加し、エネルギー、リサイクル、水質・土壌・大気の浄化から、ソリューションビジネスなど、環境ビジネスに関する幅広い分野での製品・サービスが展示されます。

また会場周辺では「特許ビジネス市in滋賀」をはじめ、「期待される、食と環境ビジネス」モデル提案と今後の展開」など注目のテーマを取り上げた、多彩なシンポジウムやセミナーも開催されます。
開催日 10月21日(水)～同23日(金)
午前10時～午後5時(最終日は午後4時まで)
会場 県立長浜ドーム(JR田村駅から徒歩5分)
入場料 見本市・セミナーとも無料(セミナー参加は事前申込が必要です。)

問い合わせ先 滋賀環境ビジネスメッセ実行委員会 ☎077-5280-3790番、FAX077-5280-4076番、ホームページ http://www.biwako-messe.com/